ひよこニュース
HIYOKO NEWS

2021.9月号

不動産相続の相談窓口

不動産相続 勉強会【参加者募集】

こんな時だからこそ**相続**について**ご自宅で**学んでみませんか？

初めての方のオンライン受講もサポートします

第12期 第1回 9/10（金） オンライン（zoom） 13：30～15：30

第13期 第1回 9/24（金） オンライン（zoom） 13：30～15：30

スケジュール

相続の基礎知識から節税対策・不動産活用まで事例を交えて学びます。

入門編 不動産オーナーとして知っておくべき相続の基礎知識

		12期	13期
入門編 STEP1 無料	相続の基礎と遺言書	9/10（金）	9/24（金）
入門編 STEP2 無料	資産の分け方、相続税と不動産評価	9/11（土）	9/25（日）

各 13：30～15：30

応用編 節税対策と不動産活用

		12期	13期
応用編 STEP1 ￥1,000	納税・節税対策	9/14（火）	9/28（火）
応用編 STEP2 ￥1,000	制度を活用した応用事例	9/15（水）	9/29（水）

各 13：30～15：30

講師

中垣内 薫（ひよこ不動産）
宅地建物取引士・相続診断士

開催概要

定　員／各回 3 組(6名)
場　所／オンラインのため、ご自宅のPC等からご参加いただけます
参加費／入門編 無料
　　応用編 1,000円/人

ひよこ不動産 HIYOKO FUDOSAN
〒463-0024　名古屋市守山区脇田町 303
お申込 ☎052-737-1457
平日 9:00～18:00（日祝定休）
https://urban-soudan.com

親亡き後の財産管理手法：生命保険信託

■生命保険信託とは？

保険契約者がお亡くなりになった後、遺されたご親族が障がいをお持ちの方や認知症の方、未成年者である場合は、**財産の管理が難しい、又は財産管理ができない状況になります。**

このような場合に**信託銀行等に死亡保険金の受取・管理と、ご親族等への定時定額などによる金銭の交付を任せる**ことができる仕組みです。

■生命保険信託の仕組み

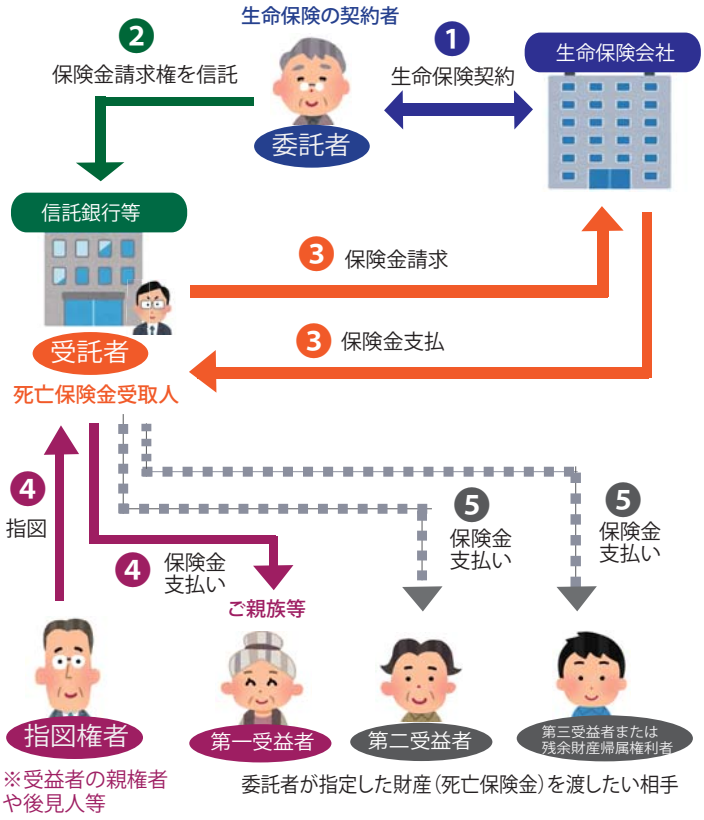

1. 委託者は、生命保険会社と生命保険契約を結びます
2. 委託者は、受託者と信託契約を結びます
3. 受託者は、生命保険会社に死亡保険金を請求します
   生命保険会社は受託者に保険金を支払います
4. 受託者は、ご親族等にあらかじめ決められた方法により金銭を交付します
   ※財産の管理が難しい場合などで指図権者を定めている場合、指図権者の指示を受けて、保険金を支払います。
5. 受益者がお亡くなりになった場合、財産の支払いを受ける権利を引き継ぐこともできます

【参照：一般社団法人信託協会HP】

■「親亡き後問題」とは？

障害を持っている子供がいる親は、自分たちが先に亡くなり、**子供の世話ができなくなってしまった場合に、我が子の「財産管理」や「日常生活の維持」**を、誰に支援してもらうのか？という問題。

実際には、親が亡くなった後だけではなく、親の高齢化により子供の世話ができない場合も含めた問題といえます。

■親亡き後の具体的な3つの問題

1. **将来の金銭面と財産の管理**
2. 成年後見人の問題
3. 生活拠点や医療・介護する場の確保

■生命保険信託の有用性

1．確実に資金を渡すことが可能

残された子供に通常の生命保険金で財産を残す場合、多額の保険金が子供の手許に残りますので、**だまし取られるリスクや浪費リスク**が生じます。

しかし、生命保険信託は、委託者（親）が自らの相続発生により生じる**将来の保険金請求権を生前に信託銀行等に信託**しておくことで、相続が発生すると保険金は**信託銀行等が管理**することになり、上記リスクを回避できます。

つまり、保険金を会社が管理して、障害のある子供へ支払ってくれるサービスです。生活資金や学費として一括だけでなく、**分割することもできます。**
信託銀行等がなくならない限り、**必要な資金を必要な時に子供に確実に渡すことが可能**です。

2．少ない金額で大きな財産を残すことが可能

生命保険契約に関する保険金請求権を信託するため、少ない掛金で大きな保障（保険金）を得ることが可能です。

3．手続きが簡便

成年後見人制度などの場合、利用するための手続きが煩雑ですが、生命保険信託の場合には、元の保険契約に信託の契約を追加するだけで手続きが可能となります。

（税理士法人レディング　代表税理士　木下勇人）

次号は‥ 生命保険と遺言の深い関係をお送りします。